

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

住宅や建築物を耐震化したい

No.3	国土交通省	補助金等	(開始年度)平成25年度
------	-------	------	--------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (耐震対策緊急促進事業)
制度の 趣旨・背景	建築物等の耐震化を推進するため、改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の耐震診断・改修等を行う民間事業者等に対し、通常の交付金による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する制度です。
制度の 内容	■補助率（地方公共団体が補助制度を整備している場合の原則型） ○耐震診断等：国1/2（地方1/3～） - 平成30年度までの措置。ただし、不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等の耐震診断については、平成27年度末までの措置。 ○耐震改修等：国1/3、2/5※（地方11.5%～、1/3※～）※防災拠点等 - 平成30年度末までに補強設計に着手したものに限る。 - 通常の交付金による国費分を含む助成率 - 上記の他、交付金を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援 ■補助対象限度額 ○耐震診断 - 延床面積 1,500㎡から 2,000㎡の①幼稚園・保育所、②幼稚園・保育所を含む複合用途の建築物の場合： $\text{延床面積} \times 1,540 \text{ 円} / \text{㎡} + 52 \text{ 万円}$ - 上記以外の建築物の場合： $\text{延床面積} \times 1,030 \text{ 円} / \text{㎡} + 154 \text{ 万円}$ ※ただし、設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、154万円を限度として加算することが出来ます。 ○耐震改修等 - 建築物：延べ床面積 $\times 50,300 \text{ 円} / \text{㎡}$ - マンション：延べ床面積 $\times 49,300 \text{ 円} / \text{㎡}$
対象と なる方	改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる建築物の所有者である民間事業者等で、耐震診断・改修等を行う者
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8111（内線 39-677） ■関連 URL 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成25年11月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

行政機能 ／警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネル ギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
--------------------	-----------	-------------	-----------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

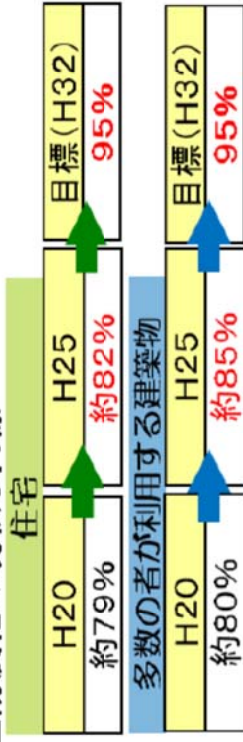
住宅や建築物を耐震化したい

No.4	国土交通省	補助金等	(開始年度) 平成 17 年度
------	-------	------	-----------------

支援の名称	住宅・建築物の耐震化の促進 (住宅・建築物安全ストック形成事業)
制度の 趣旨・背景	住宅・建築物の最低限の安全性の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する事業について、地方公共団体に対し、国が必要な助成を行う制度です。
制度の 内容	■ 交付率（地方公共団体が補助制度を整備している場合） ○ 耐震診断等：国 1 / 3（地方 1 / 3） ○ 耐震改修等：国 1 1. 5 %、1 / 3 ※（地方 1 1. 5 %、1 / 3 ※） ※緊急輸送道路沿道等 ■ 交付対象限度額（耐震診断、戸建住宅の耐震改修は交付限度額） ○ 耐震診断 一戸建て住宅の簡易診断 30,900 円 / 戸、詳細診断 134,000 円 / 戸 一戸建て住宅以外の住宅、建築物 ・ 延床面積 1,000 m²以下の場合、延床面積 × 2,060 円 / m² ・ 延床面積 1,000 m²から 2,000 m²以下の場合、延床面積 × 1,540 円 / m² + 52 万円 ・ 延床面積 2,000 m²超の場合、延床面積 × 1,030 円 / m² + 154 万円 ○ 耐震改修 戸建住宅 411,000 円 / 戸 マンション 延床面積 × 49,300 円 / m² 戸建住宅、マンション以外の住宅 延床面積 × 33,500 円 / m² 建築物 延床面積 × 50,300 円 / m²
対象と なる方	建築物の所有者である民間事業等で、耐震診断・改修等を行う者（地方公共団体からの補助）
問い合わせ 先など	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL : 03-5253-8111（内線 39-677） ■ 関連 URL ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律等の改正概要（平成 25 年 11 月施行） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000054.html

＜旧耐震基準の建築物の耐震化＞

■耐震化の現状と目標



改正耐震改修促進法（公布：平成25年5月29日、施行：平成25年11月25日）

■建築物の耐震化の促進のための規制強化

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表
- 全ての建築物の所有者に対する耐震診断等の努力義務

■建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- 耐震性に係る表示制度の創設
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

予算による支援措置

- 住宅・建築物の耐震化を促進
- 天井・エレベーター・エスカレーターの地震時の安全対策に係る改修等に対する支援
- 超高層建築物等における長期地震動対策に係る制震改修等に対する支援

平成28年度予算
拡充内容

- 耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震改修等に対する重点的・緊急的な支援措置の延長（3年間）
- 建築物の耐震改修等に係る補助対象単価の引上げ
- 耐震性の低い建物の除却に対する補助の拡充
- 住宅・建築物の耐震改修、天井・エレベーター等の安全対策等に係る補助率の時限措置の延長

＜天井・エレベーターの安全対策＞

■天井の脱落対策

- 建築基準法に基づく脱落対策のための基準の策定（平成26年4月1日施行）
- 天井の脱落対策のための改修の促進

■エレベーター・エスカレーターの安全対策

- 既設のエレベーターの地震時の安全性向上や既設のエスカレーターの脱落防止のための改修の促進

＜長期地震動対策＞

- 新築等の超高層建築物等について、想定される長周期地震動による検証を求める（対策案の意見募集等）
- 超高層建築物等の制震改修等の促進

＜地震以外の災害に対する建築物の安全対策＞

- 【大雪災害】 ○積雪荷重に対する構造基準の見直し
○既存建築物の耐雪改修等の促進
- 【土砂災害】 ○土砂災害特別警戒区域の指定の促進
○既存建築物の土砂災害対策改修等の促進